

令和8年度（2026年度）TikTok等の動画共有サービスを用いた県政情報発信等業務委託に係る企画コンペ実施要領

1 企画コンペ実施の目的

TikTok等の動画共有サービスの特性を生かし、従来のメディアだけでは訴求しにくくなっている若年層を中心に県の取組み等を、分かりやすく親しみやすい動画を用いて伝えることができる業者を選定するため、企画コンペを実施する。

2 委託する業務

別添2「令和8年度（2026年度）TikTok等の動画共有サービスを用いた県政情報発信等業務基本仕様書」のとおり

3 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月31日まで

4 企画コンペの概要

(1) 名称

令和8年度（2026年度）TikTok等の動画共有サービスを用いた県政情報発信等業務委託に係る企画コンペ

(2) 課題

業務委託に関する具体的手法と実施内容に関する企画・提案

(3) スケジュール

2026年3月 4日（水）	参加申込書 提出期限（正午必着）
3月 4日（水）	質問書 提出期限（正午必着）
3月 18日（水）	企画提案書 提出期限（正午必着）
3月 25日（水） 予定	最終審査（プレゼンテーション）
	※第一次審査通過者
3月下旬	審査結果通知

5 参加資格

次に掲げる条件の全てを満たす法人とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更正手続開始の申立をされた者。

ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分の期間中である者。

(3) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者であること。

(4) 宗教活動や政治活動を活動目的としていること。

(5) 当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下（「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用している者
オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 共同企業体を構成して申請する場合は、以下を全て満たすこと。
ア 代表団体を選出し県とのやり取りについては代表団体が行うこと。
イ 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
ウ 一申請者一提案
申請については、一申請者につき一提案とする。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできないものとする。
なお、代表団体及びその構成員は上記の(1)～(6)のすべてを満たすこととする。
エ 共同企業体が、2名以上の者により自主的に結成されたものであること。
オ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
カ 次の事項を定めた共同企業体の結成に係る協定を締結していること。
 - ・目的
 - ・共同企業体の名称
 - ・構成員の名称及び所在地
 - ・代表者の名称
 - ・代表者の権限
 - ・構成員の出資比率
 - ・構成員の責任
 - ・取引金融機関
 - ・業務履行中における構成員の脱退に対する措置
 - ・業務履行中における構成員の破産及び解散に対する措置
 - ・解散後の瑕疵担保責任
 - ・その他必要な事項
キ 各構成員が県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制が構築できる者であること。

6 受託者の選定方法

(1) 第1次審査（書類審査）

募集期間終了後、資格審査のうえ、評価項目（審査基準）に基づき提案書等に記載された内容を審査し、事業の実施効果が高いと見込まれる3件程度の提案を選考する。
ただし、提案件数が3件のみの場合は、事業の実施効果が高いと見込まれる2件の提案を選考する。
なお、必要に応じ電話等によるヒアリングを実施する。
選考結果については、提案書記載の住所あてに文書にて通知する。
選考に当たっては、次の評価項目により審査を行う。

	評価項目	審査の視点・ポイント等	配点
①	企画コンセプト等	・企画コンセプトの切り口は、メインターゲット（20～30代）の視聴者が興味を示すものであるか。	10

		<ul style="list-style-type: none"> ・動画の長さ、制作本数は十分か。 	
②	企画内容 テーマ 「新規就農者増加に向けた熊本の農業の魅力発信」 「あまり知られていない阿蘇地域の隠れた魅力」	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な構成は、メインターゲット（20～30代）の視聴者に興味や親しみを持たせる工夫がされており、多くの視聴が見込まれるか。 ・動画を最後まで視聴してもらうため、冒頭のインパクトやエンゲージメント（いいねやコメント等）を獲得するための工夫がなされているか。 ・出演者の強みや流行の企画をとりいれる等の視聴を促すための工夫がなされているか。 	20
③	出演者	<ul style="list-style-type: none"> ・出演者は、メインターゲット（20～30代）の視聴者への発信力が高いか。 ・企画コンセプトや各テーマと親和性が高い出演者を起用できるか。 ・出演予定者は、起用できる可能性の高いインフルエンサーか。 	20
④	実績及び制作体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に携わるディレクター等の業務実績が十分であり、高い業務遂行能力及び確実な事業実施が見込まれるか。 ・制作に携わる制作人数は十分か。 ・インフルエンサー等を起用した動画の制作実績は豊富か。 	15
⑤	動画の再生回数を増加させるための取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・動画1本あたりの目標再生回数は高い数値を提示しているか。 ・目標再生回数を実現するための仕掛けは、実現可能性が高いか。 	15
⑥	職員向け研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会は、動画の撮影や編集方法、ショート動画の特徴等を学ぶことができる内容・回数になっているか。 ・これまでに同様の研修会の実績があるか。 	5
⑦	スケジュール管理	<ul style="list-style-type: none"> ・事業スケジュールは、テーマ決定、打ち合わせ、企画・構成案の作成、台本案の作成、撮影、編集、プレビュー、動画投稿という流れがスムーズに展開されるものになっているか。 	5
⑧	追加提案	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の事業効果を高める有用な提案（動画再生回数やフォロワーの増、エンゲージメントの強化など）があるか。 	5
⑨	事業者の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県ブライト企業の認定を受けているか。 ・障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか。 ・事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ 	5

	<p>ネ 100 宣言 RE Action のいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績（今年度又は前年度）があるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本県 SDGs 登録制度に登録、またはパートナーシップ構築宣言に登録しているか。 	
合計		100

(2) 最終審査（プレゼンテーション）

第1次審査を通過した提案者については、以下のア、イにより、提案者によるプレゼンテーション（事業説明）を行い、最も事業効果が高いと判断した提案者を受託者として選定する。

なお、選考結果については、提案書記載の住所あてに文書にて通知する。

ア 日時

令和8年（2026年）3月25日（水）を予定
質疑応答を含め、持ち時間は40分程度とする。

イ 詳細な日時、場所等

第1次審査を通過した提案者に文書にて通知する。

7 参加申込み

(1) 提出物

ア 企画コンペ参加申込書（様式第1号） 1部

イ 会社概要 1部

会社概要のわかるパンフレット等を添付すること。

ウ 登記事項証明書 1部

法務局が提出日の3か月以内に発行した現在事項証明書又は履行事項全部証明書の原本に限る。

エ 直近一事業年度分の貸借対照表及び損益計算書の写し 1部

オ 納税証明書（原本、3か月以内に発行されたもの） 1部

（ア）消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書

（イ）県税に未納がないことの証明書

熊本県内に本店又は支店等がある場合は、各広域本部、各地域振興局、県自動車税事務所のいずれかで発行する「熊本県税（全般）について未納税額はありません。」の証明書。

熊本県内に本店又は支店等がない場合は、本店所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納がないという証明書。東京都等「都道府県税に未納がない」という証明書が発行されない場合は、法人都民税及び法人事業税・地方法人特別税についての直近の事業年度分の納税証明書。

カ 委任状 1部

本店の代表者から支店、営業所等の代表者への契約行為の権限を委任する場合に限る。様式は任意とする。

※令和7年度（2025年度）熊本県の入札参加資格を有している者は、上記ウからオまでの書類を省略することができる。その場合、別紙様式第1号にある「(参考) 入札参加資格」欄に該当する登録番号を記入すること。

(2) 提出期限

令和8年（2026年）3月4日（水）正午まで

持参又は郵送とし、郵送の場合は期限内に必着すること。

(3) 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

8 提案書の提出

(1) 作成方法

次の項目を盛り込んで作成すること。

ア 表紙（様式第2号）

イ 提案内容

以下(ア)～(コ)の項目について、「6 受託者の選定方法」及び別添3「令和8年度（2026年度）TikTok等の動画共有サービスを用いた県政情報発信等業務委託に係る企画コンペ審査基準」を踏まえた上で、実際の事業をイメージできるよう画像や絵コンテ等も用いて提案すること。

(ア) 企画コンセプト等

- ・年間を通じて制作する動画において、熊本の魅力をどのような切り口（テーマ選定、動画の構成、雰囲気等）で発信していくのかを示すこと。
- ・委託期間中に制作する1本あたりの動画の長さ及び本数について、投稿時期を含めて示すこと。

(イ) 企画内容

- ・動画の基本的な構成や演出等について分かりやすく示すこと。
- ・テーマについて、総論的に説明するのではなく、メインターゲット（20代～30代）の視聴者に興味や関心を覚えてもらえる切り口で取り上げること。
- ・「6 受託者の選定方法」で示すテーマ「新規就農者増加に向けた熊本の農業の魅力発信」、「あまり知られていない阿蘇地域の隠れた魅力」に対する企画、構成及び台本について、絵コンテなどにより分かりやすく示すこと。
- ・台本案については、企画の趣旨、ターゲット、構成などを分かりやすく示すこと（様式不問）※別添4「台本イメージ」を参考。
- ・動画を最後まで視聴してもらい、エンゲージメント（いいねやコメント等）を獲得するためのしきけや多くの方に視聴を促すための工夫について示すこと。
- ・テーマごとに想定する出演者を示し、出演者とテーマの親和性や選定意図等を示すこと。

(ウ) 出演者

- ・出演者のメインターゲット（20代～30代）への訴求力の高さについて示すこと。
- ・過去の実績を踏まえ、起用できる可能性が高い出演者を示すこと。

(エ) 実績及び制作体制

- ・過去3年程度の類似の業務実績を示すこと。
- ・制作体制を分かりやすく示すこと。
- ・過去に制作した動画を視聴できる二次元バーコードを、企画書内に添付すること。

(オ) 動画の再生回数を増加させるための取組み

- ・動画1本あたりの、目標再生回数（TikTok、Instagram、YouTube3媒体での合計再生回数）を示すこと。（なお、仕様書に記載している1本あたりの年間最低限の再生回数は、確実に達成することを前提とする）
- ・目標再生回数を達成するための仕掛けを示すこと。

(カ) 職員向け研修会

- ・広報課職員向けに行うショート動画の撮影や編集方法、SNSの基礎等を学ぶことができる研修会内容及び研修回数を示すこと。なお、研修会の内容・回数については、別添2「令和8年度（2026年度）TikTok等の動画共有サービスを用いた県政情報発信等業務基本仕様書 4 研修会の概要」を参照のうえ、示すこと。
- ・これまでの同様の研修実績について示すこと。

- (キ) スケジュール管理
 - ・テーマ決定、打ち合わせ、企画・構成案の作成、台本案の作成、撮影、編集、プレビュー、動画投稿という事業スケジュールが分かるように示すこと。
- (ク) 追加提案
 - ・本事業の効果を高めるための追加企画を提案すること。
- (ケ) 事業者の取組
 - ・該当がある場合は、添付書類とともに事業者の取組に関する申出書（様式第3号）を提出すること。
- (コ) 参考見積額
 - ・見積書は自社仕様で可とする。ただし、業務項目ごとの内訳を記載すること

(2) 提出部数

7部（うち正本1部）

※副本には応募者が特定できるような社名・デザイン・記述はしないこと。

(3) 提出期限

令和8年（2026年）3月18日（水）正午まで

持参又は郵送とし、郵送の場合は期限内に必着すること。

(4) 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

9 質問書

実施要領や仕様書等について疑義がある場合は、必要事項を記入し、次のとおり提出する。

(1) 提出方法

質問は必ず質問書（様式第4号）を用いることとする。（送信後は必ず受信を電話で確認すること。）

(2) 提出期限

令和8年（2026年）3月4日（水）正午まで

(3) 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

(4) 質問への回答

（1）の質問書に対する回答は、電子メールで行う。なお、回答内容は、必要に応じて熊本県のホームページに掲載するとともに、参加者全員に知らせる場合がある。

10 予算額

19,344千円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

提示額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなる。そのため、提示した額とは必ずしも一致しない。

11 契約保証金

契約に当たっては、熊本県会計規則第77条の規定により契約保証金を納付すること。

なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。

ただし、熊本県会計規則第78条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

12 関係書類

関係様式等は、熊本県ホームページから入手すること。

13 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (4) 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (5) 受託者の選定のため、提出された提案書の写しを作成し、使用することがある。
- (6) 提出された提案書は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づき公開することがある。
- (7) 提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意し、関係者とトラブルがないようすること。
- (8) 本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、熊本県に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により作成した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。
- (9) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかつたとき。
 - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ その他、協議の結果、審査を行うに当たつて不適当と認められるとき。
- (10) 審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。（この場合、次順位の者と契約交渉を行うものとする。）
- (11) 審査で最高位の評価を受けた者を受託者として選定した後に、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (12) 参加者が1者のみであった場合でも、本企画コンペでの選定は実施する。
- (13) 参加表明手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなつた者は、参加辞退届（様式第5号）を提出すること。
- (14) 熊本県における本業務に係る令和8年度当初予算が成立しなかつた場合は、本業務を中止することがある。
なお、中止になった場合においては、提案書の作成・提出及び本業務の準備に要した費用については、一切補償しない。

14 問い合わせ先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県知事公室広報課 企画・広報班 前、酒井

TEL：096-333-2027／FAX：096-386-2040

E-Mail：kikakukouhou@pref.kumamoto.lg.jp